

平成27年第4回名寄市議会定例会会議録  
開会 平成27年11月30日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- |       |  |  |
|-------|--|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員指名  | らかばハイツ）  |
| 日程第2  | 会期の決定  | 議案第9号 指定管理者の指定について（名寄市デイサービスセンター楽々館）   |
| 日程第3  | 平成27年第3回定例会付託議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定について（総務文教常任委員長報告）   | 議案第10号 指定管理者の指定について（名寄市デイサービスセンター友遊館）  |
| 日程第4  | 行政報告   | 議案第11号 指定管理者の指定について（名寄市風連在宅老人デイサービスセンター）                                     |
| 日程第5  | 議案第1号 名寄市行政不服審査会条例の制定について<br>議案第28号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について<br>議案第29号 名寄市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について       | 議案第12号 指定管理者の指定について（名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設）<br>議案第13号 指定管理者の指定について（名寄市風連農産物出荷調整利雪施設） |
| 日程第6  | 議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定について   | 議案第14号 指定管理者の指定について（名寄市東部地区集落センター）   |
| 日程第7  | 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  | 議案第15号 指定管理者の指定について（名寄市西部地区集落センター）<br>議案第16号 指定管理者の指定について（名寄市営牧野）            |
| 日程第8  | 議案第4号 名寄市税条例の一部改正について  | 議案第17号 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場）  |
| 日程第9  | 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について  | 議案第18号 指定管理者の指定について（名寄ピヤシリスキー場）  |
| 日程第10 | 議案第6号 指定管理者の指定について（名寄市大橋地区コミュニティセンター）<br>議案第7号 指定管理者の指定について（名寄市特別養護老人ホーム清峰園）<br>議案第8号 指定管理者の指定について（名寄市風連特別養護老人ホームし | 日程第11 議案第19号 損害賠償の額を定めることについて  |
|       |  | 日程第12 議案第20号 平成27年度名寄市一般会計補正予算（第4号）  |
|       |  | 日程第13 議案第21号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                                    |

---

日程第14	議案第22号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)	日程第6	議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定について
日程第15	議案第23号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	日程第7	議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第16	議案第24号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)	日程第8	議案第4号 名寄市税条例の一部改正について
日程第17	議案第25号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	日程第9	議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について
日程第18	議案第26号 平成27年度名寄市病院事業会計補正予算(第1号)	日程第10	議案第6号 指定管理者の指定について(名寄市大橋地区コミュニティセンター)
日程第19	議案第27号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について		議案第7号 指定管理者の指定について(名寄市特別養護老人ホーム清峰園)
日程第20	報告第1号 専決処分した事件の報告について		議案第8号 指定管理者の指定について(名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ)
	報告第2号 専決処分した事件の報告について		議案第9号 指定管理者の指定について(名寄市デイサービスセンター楽々館)
	報告第3号 専決処分した事件の報告について		議案第10号 指定管理者の指定について(名寄市デイサービスセンター友遊館)
日程第21	地方創生総合戦略検討特別委員会の報告について		議案第11号 指定管理者の指定について(名寄市風連在宅老人デイサービスセンター)

---

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	平成27年第3回定例会付託議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定について(総務文教常任委員長報告)		議案第12号 指定管理者の指定について(名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設)
日程第4	行政報告		議案第13号 指定管理者の指定について(名寄市風連農産物出荷調整利雪施設)
日程第5	議案第1号 名寄市行政不服審査会条例の制定について		議案第14号 指定管理者の指定について(名寄市東部地区集落センター)
	議案第28号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		議案第15号 指定管理者の指定につ
	議案第29号 名寄市情報公開条例の		

- いて(名寄市西部地区集落センター)  
議案第16号 指定管理者の指定につ  
いて(名寄市営牧野)  
議案第17号 指定管理者の指定につ  
いて(名寄市母子里地区共同牧場)  
議案第18号 指定管理者の指定につ  
いて(名寄ピヤシリスキー場)
- 日程第11 議案第19号 損害賠償の額を定める  
ことについて
- 日程第12 議案第20号 平成27年度名寄市一  
般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第21号 平成27年度名寄市国  
民健康保険特別会計補正予算(第2  
号)
- 日程第14 議案第22号 平成27年度名寄市介  
護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第23号 平成27年度名寄市下  
水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第24号 平成27年度名寄市個  
別排水処理施設整備事業特別会計補正  
予算(第1号)
- 日程第17 議案第25号 平成27年度名寄市後  
期高齢者医療特別会計補正予算(第2  
号)
- 日程第18 議案第26号 平成27年度名寄市病  
院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第27号 名寄市議会の議員その  
他非常勤及び臨時の職員の公務災害補  
償等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 報告第1号 専決処分した事件の報告  
について  
報告第2号 専決処分した事件の報告  
について  
報告第3号 専決処分した事件の報告  
について
- 日程第21 地方創生総合戦略検討特別委員会の報  
告について

### 1. 出席議員(18名)

議長	17番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	靖	議員
	1番	浜	田	康子	議員
	2番	山	崎	真由美	議員
	3番	野	田	三樹也	議員
	4番	東	川	孝義	議員
	5番	川	村	幸栄	議員
	6番	奥	村	英俊	議員
	7番	高	野	美枝子	議員
	8番	佐	久間	誠	議員
	9番	塩	田	昌彦	議員
	10番	川	口	京二	議員
	11番	山	田	典幸	議員
	12番	大	石	健二	議員
	13番	熊	谷	吉正	議員
	15番	高	橋	伸典	議員
	16番	佐	々木	寿	議員
	18番	東		千春	議員

### 1. 欠席議員(0名)

### 1. 事務局出席職員

事務局長	益	塚	敏
書記	久	保	敏
書記	開	発	恵美
書記	佐	藤	潤

### 1. 説明員

市長	加	藤	剛	士君
副市長	橋	本	正	道君
副市長	久	保	和	幸君
教育長	小	野	浩	一君
総務部長	白	田		進君
市民部長	三	島	裕	二君
健康福祉部長	田	邊	俊	昭君
経済部長	川	田	弘	志君
建設水道部長	中	村	勝	己君

教 育 部 長	小	川	勇	人	君	
市立総合病院 事務部長	岡	村	弘	重	君	
市立大学 事務局長	松	島	佳	寿	夫	君
こども・高齢者 支援室長	馬	場	義	人	君	
営業戦略室長	水	間		剛	君	
上下水道室長	天	野	信	二	君	
会計室長	常	本	史	之	君	
監査委員	上	田	盛	一	君	

---

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成27年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 山 崎 真由美 議員

15番 高 橋 伸 典 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月15日までの16日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月15日までの16日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成27年第3回定例会付託議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東千春委員長。

○総務文教常任委員長（東 千春議員） おはようございます。平成27年第3回定例会付託議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定について、委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

委員会は、10月14日、10月26日、11月13日の3回開催し、慎重に審査を進めました。

第1回では、まずこれまで名寄市男女共同参画

推進計画により啓発を中心に進め、委員会、審議会における女性委員の割合は全道平均を上回るなどの一定の成果があったものの、男女共同参画が実現しているとは言いがたい状況であるとし、一層の推進を図ることを目指すものとする。条例案は、20名で構成する名寄市男女共同参画推進委員会による議論をもとに作成をした。パブリックコメントは2件あったが、本文に関するものではなかった。前文では、委員から国の取り組みと連動するものの名寄らしさを織り込むことが望ましいとの意見を反映し、市民憲章を引用した。平成20年度に策定した名寄市男女共同参画推進計画は、平成28年度までの行動計画期間を持った計画であり、来年度1年間は経過措置による基本計画とみなし、条例策定後は平成28年度中に平成29年度からの推進計画を作成したいとの説明を受け、その後逐条の説明を受けました。

委員からの質疑では、市民や企業への条例の普及啓発はとの質問に、これまでの推進計画では普及は進まなかったが、条例をつくることにまず意味があり、事業所や学校には特に周知をしたい。名寄市の条例として象徴的な部分はこの質問には、委員からの意見を反映し、セクシュアルハラスメントの定義では当該者の尊厳を傷つけるものとの表現にした。責務で教育に携わる者を特に設けた。性別による権利侵害で暴力的行為を身体的または精神的苦痛と具体的に表現した。附属機関等への委員の任命についての表現で、努めるものとするではなく、努めなければならないと強く表現をした。推進計画の総括についての質問には、各種委員会等の男女比では各種団体からの推薦で女性の参加が少ないなどの要因もあり、推進計画の進捗は十分ではなかった。今後はさらに実態調査を行い、分析し、推進を図りたい。計画の策定は個別の事業ごとに評価を行っており、委員の皆さんにも見ていただき、外部の評価もいただいた中で条例の策定作業に入っていた。この条例は女性のためのものだと思っている市民もいると思

うが、見解をとる質問には、男性に対する逆差別となる誤解もあるが、一方の性を優先するものではない。女性の社会進出の障害は存在し、積極的改善措置の表現もあるが、障害を取り除くことを表現しており、目指すものはともに役割分担、また協働、連携して社会参加を進めるものとしており、周知に努めたいとの答弁がありました。

次回の資料として、調査評価調書を求めるとし、この日は閉会をいたしました。

第2回では、平成25年度分の男女共同参画実施計画事務事業評価表を資料とし、内容についての説明を受けました。達成度の評価A、達成したは67.1%、B、おおむね達成した30%、C評価の達成できなかったは2.9%、D評価、実施できなかったはゼロ%との説明を受けました。特にC評価の特徴的なものとして、女性職員の登用では全道市町村を上回ってはいるものの、目標には達成していない。町内会役員の現状で平成25年度での町内会長はいなかった。女性職員の採用で前年度より増加するものの、今後に期待するなどの説明がありました。

委員からの質疑では、市役所の女性職員の管理職の登用推進についての質問には、名寄市の平成26年の女性管理職で病院を含む割合では25.7%、行政職では18.6%で、それぞれ道内の市の中では最も高い数字となっているが、目標を達成していない。毎年変化はあるものの、上昇トレンドにあり、ふやす基本的な考えはあるが、能力を度外視した登用はなく、少なくとも下がることがないようにしたい。事務事業評価のあり方と内部協議の状況についての質問には、ここ数年前から個別の評価表を作成し、各事業について細かく評価してきたが、トータルとしての評価のあり方について推進状況の実態をどのように評価するが必要と考える。具体的な数値目標の考え方についての質問には、数値目標を挙げて目指すことは重要なことだが、具体的な取り組みと進行管理が必要で、それぞれの施策がどのような効果をもた

らしたかという視点も必要。数値目標は条文には明記しないが、計画の中で検討したい。性同一性障害者への考え方についての質問には、具体的な表記はないが、第3条の人権の尊重で性別による差別に対する記載があり、人種等を含むさまざまな差別をなくする考えを読み取ることができるとの答弁がありました。

第3回では、委員からの質疑で、本条例を実施するに当たり担当者配置の考え方についての質問に、行政の継続からも担当者の全てがかわることのないように人事面で配慮したいとの答弁がありました。

その後採決の結果、平成27年第3回定例会付託議案第1号 名寄市男女共同参画推進条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、委員会の報告とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、平成27年第3回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

○議長(黒井 徹議員) 再開します。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) おはようございます。本日、平成27年第4回定例会の開会にあたり、こ

れまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、林正博さんに文化賞を授与いたしました。

「産業部門」、「林業振興」で受賞された林さんは、昭和37年に風連旭地区におきまして風連町旭生林業グループを結成し、初代会長となり水稲地域の営農形態として、農家林を取り入れた経営の安定を目指されました。

風連町森林組合代表理事組合長に就任後は、役員・従業員の先頭に立ち、山林所有者の山離れを防止すべく森林整備に邁進し、木材価格が低迷する中、組合経営の安定に努力されました。

また、戦後植林された人工林の出材に合わせ、昭和53年にはチップ工場の設置に尽力され、平成8年には地域の森林組合、木材業者による製材を中核とした北森協同組合を設立、理事長に就任し、造林・林産・加工・販売を一体的に行う体制を構築されました。

平成18年には、中川、美深、名寄、風連の上川北部4森林組合の広域合併に尽力され、同年10月の上川北部森林組合の誕生とともに、初代組合長に就任し、地域林業の振興に多大なる貢献をされています。

加えて、平成5年に北海道森林組合連合会理事、平成17年からは代表理事会長に就任、さらに同年6月からは全国森林組合連合会理事、平成21年には代表理事会長に就任するなど、林業団体の要職を歴任され、北海道はもとより、日本林業の発展のために数多くの功績を残されるなど、53年の長きにわたり林業振興に御貢献いただきました。

このように、林業を取り巻く厳しい環境の中で、常に課題に対し積極的に対処し、鋭敏な時代感覚により諸般の情勢を的確に把握するなど経営者と

しての力量を発揮し、本市の林業振興に寄与した功績が高く評価され、今回の受賞に至りました。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、保健衛生、産業経済、労働、教育文化、住民運動実践の各分野で市勢の発展に寄与された28個人、2団体の皆様に功労表彰を、多額の寄附によりお力添えをいただいた11個人、24団体の皆様に善行表彰をお贈りいたしました。

受賞された皆様には、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を祈念いたします。

次に、自治基本条例について申し上げます。

本条例の見直しについては、9月8日、有識者会議から答申をいただき、条例の改正については必要がないとの判断及び、条例を市民に浸透させる取組や自治を促す取組への要望などをいただきました。

本市といたしましては、この答申を受け、庁内検討会議において、現段階での条例改正の見送りを確認するとともに、有識者会議からの要望を踏まえ、今後、条例の普及啓発や市民との対話・協働の取組などをさらに進めてまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

人口ビジョンや総合戦略については、これまで、関係団体などとの意見懇談会やアンケート調査を実施するほか、産業界や教育機関、金融機関などで構成する「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」及び、市議会「地方創生総合戦略検討特別委員会」において、議論を重ねてきたところであり、パブリック・コメントを経て、10月29日に「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定しました。

内容については、人口ビジョンにおいて、2060年に約2万2千人の人口を確保することを展望するとともに、総合戦略においては、人口の将来展望の実現に向け、産業振興や移住促進、子育て支援など、今後5年間の基本目標や特に取り組

むべき施策について示すものです。

今後は、各施策の具体化を一層進めるとともに、推進委員会の御意見も伺いながら、施策・事業の効果を検証し、総合戦略の着実な推進を図ってまいります。

次に、第2次総合計画の策定について申し上げます。

第2次総合計画の策定に向け、10月に庁内策定委員会を設置し、各部局が一体となって検討を進める体制を整備するとともに、この間の市民意識の変化を把握するため市民アンケートを実施したところです。

また、広く市民の皆様に参加していただくため、市民ワークショップを開催しているところであり、今後も、タウンミーティングや総合計画策定審議会を通じて、市民の皆様とともに総合計画の策定を進めてまいります。

次に、国勢調査について申し上げます。

本年10月1日を基準日として、291調査区、約1万4千世帯を対象に、調査員202人、指導員29人体制で調査に取り組んでまいりました。

現在、調査票の点検を行っており、今後、北海道の最終審査を経て、来年3月には、国から人口及び世帯数の速報値が公表される予定となっております。

調査員、指導員の皆様の御尽力に感謝を申し上げますとともに、市民の皆様の御協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

次に、合併10周年記念事業について申し上げます。

本年度は、旧風連町と旧名寄市が合併し、新名寄市が誕生してから10年目を迎えることから、合併10周年を記念する各種事業を実施してきており、これまでに、冠事業として各種団体が主催するものも含め、13事業が開催されています。

また、旧名寄市のデザインを継承していたカントリーサインについては、新たなデザインを市民の皆様はもとより市外からも広く募集し、100

件を超える応募をいただきました。

御応募をいただいた皆様には感謝申し上げます。

今後は、選考委員会にて新たなデザインを選定し、平成28年3月に開催予定の合併10周年記念式典において発表してまいります。

次に、まちづくり懇談会について申し上げます。

市民との協働によるまちづくりを進めるため、町内会連合会との連携のもと、全10会場で「まちづくり懇談会」を開催し、延べ176人が参加されました。

本年度は、人口減少問題をテーマに御意見をいただいたほか、市政全般に関して、市民の皆様と意見交換を行いました。いただきました貴重な御意見については、市政への反映に努めてまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

内部情報システムや通信環境の安定した運用を確保するため、システム機器を更新したほか、9月にライブカメラ4カ所の更新を行いました。

また、マイナンバー制度に対応すべく各業務システムの住民記録に関する改修を行いました。今後は、福祉関連のシステム改修を実施するとともに、セキュリティ対策の強化を実施し、制度の本格運用に備えます。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市藤島地域との交流事業については、名寄・藤島交流友の会が、10月17日から18日まで鶴岡市小真木原公園で開催された「つるおか大産業まつり」に出展し、藤島・名寄交流友の会会員や鶴岡市職員などの協力を得て、本市のもち米を使った特産品や農産物を販売しました。

東京都杉並区との交流事業については、11月7日から8日まで杉並区桃井原っぱ公園で開催された「すぎなみフェスタ2015」において、なよろ煮込みジンギスカンやかぼちゃの販売を行い、全量を完売したほか、本市で8月に合宿を行った香川調理製菓専門学校の学生の方々が、もち米を活用して開発した商品を販売しました。



ふるさと会との交流事業については、東京なよろ会が10月2日から4日まで代々木公園で開催された「北海道産直フェア」に出展し、ふるさと名寄の特産品のPR販売を行ったほか、東京なよろ会の総会が11月8日に東京都内のホテルにおいて開催され、スキーやゴルフツアーなどの事業計画が承認されました。

交流居住の推進については、10月21日から22日まで東京都中央区の移住・交流ガーデンで、美深町、音威子府村及び中川町との合同により「移住相談会」を開催したほか、11月7日に東京都台東区で開催された「北海道暮らしフェア2015」に参加し、移住先としての本市の魅力を発信するとともに、「お試し移住住宅」や移住環境などについて説明を行いました。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺市町村で構成する「テッシ・オ・ベッ賑わい創出協議会」については、首都圏プロモーション活動の一環として、11月7日に東京都台東区で開催された「北海道暮らしフェア2015」に参加し、上川総合振興局や協議会の構成自治体とともに、移住先としての天塩川流域の自然、食、観光などの魅力を発信しました。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

本年度から市民の主体的な健康づくりの促進を図るため、各種検診の受診や日々の生活習慣の改善などの健康メニューに取り組む方を応援する「なよろ健康マイレージ」をスタートしました。

6月1日から事業を開始し、10月末現在で412人の申込みがあり、それぞれのメニュー達成に向けて取り組んでいただいています。

今後も様々な場面においてPR活動を行いながら、継続的な市民の健康づくりのきっかけとなるよう事業を進めてまいります。

次に、なよろ健康まつりについて申し上げます。

第28回を迎えた「なよろ健康まつり」は9月26日、「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに、名寄市立大学など各団体との協働のもと名寄

市総合福祉センターにおいて開催しました。

本年度は、「合併10周年記念事業」の一環として実施し、「スタンプラリー形式」による体内健康測定、骨密度測定、ストレス測定などの体験や抽選会などに413人の市民の皆様の参加をいただき、健康チェックを通じて生活習慣の見直しや健康への啓発を図りました。

次に、名寄市立総合病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ4万9,940人で前年比3,957人の増加となり、外来患者数は延べ10万9,890人で前年比277人の減少となっています。

収支状況については、医業収益は38億2万円で、前年比104.9パーセント、金額で1億7,837万円の増となりました。主な内訳としては、入院収益が前年比107.3パーセント、金額で1億7,503万円の増、外来収益がほぼ前年並みで75万円の減となっています。

また、医業費用は41億2,698万円で、前年比104.6パーセント、金額で1億8,134万円の増となりました。主な内訳としては、給与費が前年比103.3パーセント、金額で7,550万円の増、薬品費・診療材料費などの材料費が前年比108.2パーセント、金額で7,636万円の増となっています。

この結果、上半期の医業収支は、差し引き3億2,696万円の損失となり、これに医業外収支と特別収支を加えた全体の収支では、2億4,358万円の純損失となりました。

今後、医業収益の確保や経費の節減に努めることにより収支の改善を図り、経営の健全化に向け、より一層努力してまいります。

次に、新公立病院改革プランについて申し上げます。

新公立病院改革プランについては、道が策定を進めている地域医療構想の進捗状況を踏まえつつ、平成28年度末までに策定し、病院機能の見直し

や病院事業経営の改革に総合的に取り組むことが、国から求められているため、本市としては、10月22日に第1回策定検討会議を開催し、市立総合病院と東病院のプランを一つにまとめた「新名寄市病院事業改革プラン」を策定することとしたところです。

今後は、本年度末までに新改革プランの原案を策定し、平成28年6月に公表ができるよう作業を進めてまいります。

次に、名寄東病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ1万8,511人で前年比352人の減少となり、外来患者数は延べ1,539人で前年比211人の減少となっています。

収支状況については、事業収益は3億4,929万円で前年比93.2パーセント、金額で2,545万円の減、事業費用は3億2,805万円で前年比97.3パーセント、金額で902万円の減となり、事業収支では差し引き2,124万円の純利益が計上されました。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

かねてより、市民の皆様から御要望のあった、名寄市地域子育て支援センター「ひまわりらんど」を10月27日にオープンすることができました。多くの御来賓にお越しいただいたオープン式に続き、午後からの一般開放では、待ち望んでいた多くの親子にお越しいただき、喜びの声を聞くことができました。

今後も子育て世代の方々に、気軽に利用いただける施設運営に努めてまいります。

次に、高齢者の福祉施策について申し上げます。

平成27年度「長寿を祝う会」については、市内の関係団体と実行委員会を組織し、9月19日に市民文化センター大ホール「EN-RAY」で開催しました。

長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた106歳の最高齢者をはじめ、白寿、米寿を迎えら

れた173人と金婚を迎えられた88組の御夫婦をお招きし、お祝いを申し上げ、記念品を贈呈しました。

併せて「名寄市生きがい作品展」を9月16日から23日まで開催し、90人から142点の出品をいただき、市民の皆様にご覧いただきました。

また、町内会など78団体が開催した「敬老会」では、75歳以上の方々5,105人が祝福されました。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

「全道ハンディキャップスキー名寄大会」が、心身障がい者のスポーツ振興の一環として、市内の関係団体などで組織された実行委員会により、平成28年2月19日、20日に名寄ピヤシリスキー場において開催されることが決定しました。

大会種目については、アルペンスキー競技、クロスカントリー競技とし、また、参加人数については、名寄市民のほか、選手スタッフ合わせて100人を超える予定となっています。

次に、消防行政について申し上げます。

10月末現在までの火災及び救急・救助出動状況については、火災件数が8件で前年比3件の増となり、火災により4人の負傷者が発生しています。

また、救急出動件数については、853件で前年比47件の減、救助出動件数については、27件で前年比5件の増となっています。

消防事業については、平成24年度から開始した風連地区消火栓更新事業が、本年度5基の更新によって完了するほか、化学消防ポンプ自動車を更新し、11月から運用を開始しています。

住宅防火対策の推進については、「秋の全道火災予防運動」期間中に、一般家庭と高齢者宅の防火訪問、防火対象物や危険物施設の立入検査の実施、防火ポスターの配布、大型店舗での火災予防広報など、防火対策の啓発や火災予防のPR活動

を実施しました。

次に、防災対策について申し上げます。

自助・共助力の向上として、北海道地域防災マスター認定講習会が9月5日に旭川市において開催され、本市からは、自主防災組織を検討している町内会など9人の方が受講されました。認定後は、防災の考え方が浸透するとともに、防災力の向上につながるものと期待しています。

また、本市の防災訓練として、11月10日から11日にかけて「通信途絶時対応訓練」を実施しました。総務省北海道総合通信局が有する全国に4台ある機器の1台である臨時災害時放送機器を使用し、通信途絶時のFM波の有効性について一定の効果があることを確認しました。

天塩川及び名寄川堤防の重要箇所 の緊急点検については、11月12日に、国土交通省名寄河川事務所の主催により、関東・東北豪雨の鬼怒川の氾濫を受けて「避難を促す緊急行動」を目的として実施しました。堤防の重要箇所 の地先町内会を対象として、町内会役員の方にも御参加いただき、重要箇所 についての情報共有を図りました。

次に、発達した低気圧の影響による10月2日の強風被害について申し上げます。

施設被害としては、なよろ健康の森、市道などで倒木被害が発生、また、名寄市B&G海洋センターのテント製の屋根の破損が発生し、農業関係の被害では、ビニールハウスの倒壊を含め水稲などの倒伏があり収穫作業に遅れが生じました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、昨年度着手した北斗団地の鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸が10月末に完成、本年度建設分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸については9月に着手し、11月末の進捗率は約10パーセントとなっています。

また、北斗・新北斗団地の平成28年度建設分の実設計については8月に着手し、平成28年1月の完了を予定しています。

さらに、長寿命化型改善工事については、7月に着手したノースタウンなよろ団地の1棟12戸が11月に完成、本年度建設分の残り1棟18戸については10月に着手し、平成28年2月末の完成に向けて工事を進めているほか、風舞団地の実施設計については8月に着手し、平成28年11月末の完了を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画による公園施設整備工事については、本年度計画していた名寄公園の人道橋の更新を8月に、花園公園の遊具更新を10月にそれぞれ完了しています。また、浅江島公園の石垣改修及びLED照明灯への更新工事については、11月に完了しています。さらに、大型案内標識整備工事については、市内6カ所での設置を10月に完了しています。

次に、名寄市上下水道事業経営審議会について申し上げます。

先の第2回定例会にて議決いただいた名寄市上下水道事業経営審議会条例に基づき、学識経験者、商工業、消費者団体、町内会連合会、利用者団体など10人の方々を委員として委嘱し、9月30日の第1回審議会において、事業経営に対する諮問を行いました。

10月20日には現場視察を行ったほか、11月10日には第2回審議会が開催され、今後も答申に向けて御審議をいただいております。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、西1条通老朽管更新工事ほか7路線、延長1,834メートルを11月に完了し、現在は、国道239号、延長140メートルを12月下旬の完成に向けて整備を進めています。

配水管網整備については、風連西町3丁目線配水管網整備工事ほか3路線、延長526メートルを11月に完成しています。

サンルダム建設事業に伴う上水道第2期拡張工事では、名寄地区から風連地区への簡易水道統合

整備送水管新設工事について、延長2,576メートルを11月に完成しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、施工中の名寄下水終末処理場における沈砂池設備更新工事が、来年2月下旬の完成に向けて順調に進捗しているところです。さらに、雨水管渠新設工事では、豊栄川3号幹線、延長162メートルを11月下旬に完成しています。

また、個別排水処理施設整備事業については、新たに8基の合併浄化槽が供用開始され、今後、4基の工事発注を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている西4条仲通、北1丁目通、南西8条仲通の1、徳田18線緑丘連絡線及び風連東8号北線の5路線については、工事を完了しています。

また、6月に昭和通、10月に新規路線である南3丁目通の工事発注を終え、現在工事を進めているほか、南11丁目右仲通については11月に工事発注を終えています。

市道の維持補修にかかる防塵処理工事については、202路線、約39.8キロメートルを完了しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

「なよろコミュニティバス」の経路上に設置されている、「名寄市立病院前バス停留所」が、現在、病院正面入口から離れた場所に設置され、通院に不便な状況となっていることから、名寄市地域公共交通活性化協議会において、停留所の位置を病院の正面側に変更し、利用者の利便性向上を図ることについて協議を行っています。経路の変更も必要なことから、冬期間の状況を確認の上、早期に移設ができるように検討してまいります。

次に、総合交通体系について申し上げます。

JR北海道においては、本年9月に、利用の少ない列車や駅の見直し方針を発表しているところですが、今月JR北海道から本市を含めた宗谷本

線沿線自治体に対して、平成28年3月のダイヤ改正における宗谷本線の減便化などについて提案があったところです。

本市といたしましては、宗谷本線沿線の20市町村などで構成される宗谷本線活性化推進協議会として、11月18日にJR北海道に対し、強く地域の実情を訴え、提案内容の見直しを求める要望を行ったところです。

引き続き、JR北海道の動向を注視するとともに、沿線自治体や関係団体とも連携を図りながら、地域を結ぶ鉄道交通網の充実を求めてまいります。

次に、利雪親雪推進事業について申し上げます。

名寄の冬の魅力を紹介する「なよろ冬カレンダー」については、10月から利雪親雪推進市民委員会において編集を行ってまいりました。

本年度は、例年よりも多い写真の応募数があり、12月広報に併せて全戸配布するほか、市内の公共施設やホテル、金融機関などへ配布してまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪延長446キロメートル、排雪延長149キロメートルを計画しています。

本年度も、冬期間の道路交通網を確保するため、幹線道路においては、複数回の除雪と、積上げ除雪を行うことにより、安全に車両がすれ違いできる車道幅員の確保に努めます。また、交差点の見通しを確保するため、交差点排雪も実施してまいります。

なお、除排雪には市民の協力が欠かせないことから、広報用パンフレット「なよろの除雪」により市民周知を図っています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

水稻については、10月15日現在で公表された農林水産省の作況指数は、全国で100、北海道で104、上川では104となりました。本市の11月6日現在の出荷状況については、もち米

16万4,262俵、うるち米1万4,913俵、合計17万9,175俵となり概ね6割の出荷率で、一等米比率は98パーセントとなり、収量については、平年を上回る状況です。

畑作については、好天により概ね順調に生育し、作況としては、秋小麦、スイートコーン、玉ねぎ、馬鈴しょは「良」、てんさいは「やや良」、春小麦、大豆、小豆は「平年並み」ですが、かぼちゃは「やや不良」となっています。

次に、米政策について申し上げます。

本年度の米の生産数量目標は、もち米が前年比3.3パーセント減の1万1,245トン、うるち米は2.3パーセント減の1,425トン、合計で3.2パーセント減の1万2,670トンの配分となっています。

また、加工用米・備蓄米を含めた水稲作付面積は前年比2.3パーセント増の3,533ヘクタール、水稲作付耕作者は21戸減の361戸となりました。

次に、経営所得安定対策について申し上げます。

経営所得安定制度における米の直接支払交付金については、対象農家361戸、対象水田2,537ヘクタールで、交付額は1億8,444万円となっています。同じく転作部分では、対象農家604戸、対象面積3,056ヘクタールで、交付額は、麦・大豆・飼料作物など国の戦略作物を対象とする水田活用の直接支払交付金が5億7,127万円、野菜類など地域特性を活かした作物に交付される産地交付金が地域枠で3億2,469万円、北海道枠で4億3,743万円となっています。これに耕畜連携加算が3件13.8ヘクタールで179万円をそれぞれ見込み、合計15億1,962万円の年内交付を予定しています。

北海道が設定する畑地産地交付金については、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょを対象に、砂糖・でん粉工場に出荷をされた数量と作付面積に応じて交付される制度であり、70戸275ヘクタールの交付対象を見込み、年明けの交付を予定して

います。

また、畑作物戸別所得補償交付金については、既に営農継続払い3億214万円が交付されており、今後は、数量払いの交付を見込んでいます。環境保全型農業直接支援対策については、10件84ヘクタール、647万円の交付を見込んでいます。

次に、TPP（環太平洋連携協定）について申し上げます。

農林水産省は、TPP交渉の大筋合意について公表したのち、10月15日に道内で説明会を実施しており、TPP交渉においては、米をはじめとする農畜産物の関税削減・撤廃や、輸入量枠の拡大などが盛り込まれているとの説明がありました。

TPP交渉による影響については、市場価格の下落や国内産農畜産物の需要低下が懸念され、これからの農業経営に不安を与える内容となっていることから、今後、詳細な内容についての情報収集に努めるとともに、道のほか、関係市町村や関係団体とも連携を取りながら、国へ対策を求めてまいります。

次に、名寄産農産物の消費拡大について申し上げます。

9月2日から4日まで、東京都杉並区役所前において、道北なよろ農業協同組合が事業主体となり、本市も連携して、旬のスイートコーン、かぼちゃ、玉ねぎの販売やPR活動を行うとともに、杉並区における名寄産スイートコーンの取扱店を紹介するなど、産地PRと販売促進を図りました。

多くのお客様に御好評をいただいたことから、今後の消費拡大につながることを期待されます。

次に、地産地消について申し上げます。

11月14日、名寄市民文化センターにおいて、19団体の出展をいただいて「2015地産地消フェア in なよろ」を開催し、多くの市民の皆様に御参加いただきました。

今後とも、食育を通じた食と地域文化の向上を

目指し、地場農産物の活用による地産地消を推進してまいります。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「多面的機能支払交付金」について申し上げます。

農村部においては、農業者や関係者の協定により、集落における耕作放棄の発生防止と農道・水路を保全する活動が行われており、支払われる交付金は総額で3億2,037万円となっています。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

本年度のエゾシカ駆除については、4月1日から9月30日まで実施し、駆除した354頭の残滓については焼却処分を実施したところです。

また、アライグマについては、11月10日現在で14頭を駆除しています。

次に、ヒグマの出没について申し上げます。

本年度のヒグマ出沒情報は、10月30日現在で65件が確認されています。

当初、捕獲許可申請は9月30日までとしましたが、9月下旬以降に数カ所で出沒の形跡があったことと、本年は山の実なりが悪いとの情報が出されていることから、箱罠、銃器による捕獲許可期間を延長するなど、関係機関と連携して対応しています。

次に、農道整備について申し上げます。

6月から整備を進めていました中名寄7線沢道路については、11月末に工事を完了し、現在、用地買収補償契約について手続きを進めているところです。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧野については、市内酪農家18戸から、名寄市営牧野では、5月29日から10月23日までの147日間に295頭を、母子里地区共同牧場では、6月5日から10月30日までの147日間に116頭の受精対象牛を主体に受け入れ、適正な飼養管理により高い受胎率と個体の資質向上を図ってきました。

次に、商工業について申し上げます。

北海道が公表している四半期毎の地域別経済動

向調査によると、上川北部地域における7月から9月までの地域景況感、生産動向、消費動向は、全業種において低調またはやや低調となり、売り上げ、収益ともに回復傾向がみられず、厳しい状況が続いています。

市の融資関係では、9月末現在、経営資金は減少傾向、設備資金は増加傾向で推移しており、経営資金については、融資件数で93件、融資残高は4億7,495万円となっており、前年比3件の増、金額では13.5パーセントの減となっています。また、設備資金については、融資件数で18件、融資額は1億9,368万円となっており、前年比4件の増、金額では14.3パーセントの増となっています。

また、産業競争力強化法に基づき市町村が策定する「創業支援事業計画」については、先に認定を受けていた旭川市、鷹栖町、東神楽町及び東川町の1市3町による計画に、本市のほか留萌市、稚内市、士別市及び富良野市の道北5市を加えた6市3町による計画へと変更し、10月2日に国から認定を受けています。

これにより、本市での創業を計画する事業者が、国の支援を受けることが可能となりました。

さらに、この6市3町において開業を予定する事業者を対象に「道北ビジネスプランコンテスト2015」を実施しています。

今後も、市、商工会議所及び商工会が互いに連携し、創業に関する相談体制を整えながら、市内での創業を推進してまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末の月間有効求人倍率は1.04倍で、前年同月比で0.03ポイントの上昇となり、本年2月以来7カ月ぶりに前年同月を上回っています。

求人の動向を見ると新規求人数は317人で、前年同月比では15.0%の減少ですが、月間有効求人数は909人で、前年同月を1.1%上回りました。求職については、常用の新規求職者は21

3人で、前年同月比で0.9%の減少となり、各職種全般的に人手不足の傾向となっています。特に、建設業、農林業、保健医療、介護福祉の業種で人手不足が顕著となっていますので、関係機関・団体と連携しながら、今後の人材確保の取組を進めてまいります。

来春の新規高等学校卒業予定者の就職の状況については、就職希望者は168人で前年比3人、1.8パーセントの減、そのうち管内就職希望者は104人で前年比2人、2パーセントの増となっています。9月末の就職内定者数は39人で前年同月比17人、30.4パーセントの減、就職内定率は23.2パーセントと前年比9.5ポイントの減となっており、これは9月の大型連休により、内定を遅らせた企業が多かったためとみられます。

本年度も、管内就職希望者が前年度を上回っていることから、今後も、関係機関・団体と連携して求人要請、求人開拓などに取り組んでまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

名寄市観光交流振興協議会では、9月6日に名寄市グリーンツーリズム推進協議会との共催による「グリーンツーリズム市民農業体験・地域資源市民モニターツアー『なよろで農業体験』」を実施しました。23人の市民が参加し、農作物の収穫体験と収穫をした野菜を使って、本市のご当地グルメ「なよろ煮込みジンギスカン」を楽しんだほか、オプションツアーとして、ピヤシリ山の登山に参加し、頂上からの眺めを堪能しました。

道の駅「もち米の里☆なよろ」では、上半期における入込客数が33万9,496人で前年度比1万476人の増となり、過去最高であった一昨年度を上回る入り込みとなりました。

今後とも、地場特産品などの販売により、多くのお客様に立ち寄っていただけるよう連携協力してまいります。

ふうれん望湖台自然公園では、4月下旬から10月下旬までの開園期間中、施設利用人数415

人で、前年度の64.9パーセントとなっており、これはクマの足跡を発見したため、7月20日から9月17日までの間、オートキャンプ場及びキャンプ場を休止していたことから、利用人数が減少したものと考えています。

また、当公園のセンターハウス及び周辺施設の取り壊しについては、地元町内会をはじめ各関係団体に市の考え方を説明し、解体工事を実施しています。

今後も、自然環境の保全を中心とした公園の維持管理に努めるとともに、地元町内会などとも協議を行いながら、安全安心を確保することを最優先に、今後のあり方の検討を進めます。

名寄ピヤシリスキー場については、本格的なスキーシーズンを迎えるにあたり、12月12日のオープンに向けリフト整備などの準備を進めており、12月2日の安全祈願祭では、シーズン中における安全と無事故を祈願する予定です。

次に、物産振興事業について申し上げます。

道北観光連盟では、10月16日から18日まで、道庁赤れんが庁舎前庭特設会場において、「たくさん！特産！きた北海道フェア in 道庁赤れんが」を開催し、多くの札幌市民や全国から訪れた観光客に、上川北部地域9市町村の観光・特産品のPR活動を行いました。

また、首都圏では、10月23日から24日まで、東京都杉並区役所前において、「北海道名寄市物産展」を開催し、生産者などが旬のじゃがいもやかぼちゃ、トマトジュースなどの販売、PR活動を行いました。

今後も、民間を主体とした地場特産品の販路確保と拡大への支援に力を注いでまいります。

次に、ご当地グルメPR事業について申し上げます。

10月3日から4日まで青森県十和田市で開催された「ご当地グルメでまちおこしの祭典！B-1グランプリ in 十和田」に「第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊」が昨年度に引き続き出展しま

した。

当日は、全国から62のまちおこし団体が参加する中、本市からは市民ボランティアなど28人が参加し、ジンギスカンの提供をはじめ、1万部のパンフレット配付、テレビをはじめとするマスメディアでの紹介など、本市の知名度向上に大きく寄与していただきました。

また、「なよろ煮込みジンギスカン」が、東京都の秋葉原駅から御徒町駅間の高架下で営業している「B-1グランプリ食堂」で、10月23日から提供され、多くのお客様から御好評をいただいています。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、11月11日に風連中央小学校と名寄中学校を会場として名寄市教育研究大会を開催しました。各会場校では、北海道教育委員会の指定事業、名寄市教育改善プロジェクト委員会などの取組を踏まえた研究発表や公開授業が行われました。

風連中央小学校では「学校力向上に関する総合実践事業」の近隣実践校として、基礎学力の向上を図るため、学習ルールの設定や始業前の時間を活用した取組などについての研究発表が行われました。また、ティーム・ティーチングや習熟度別の指導を取り入れた算数科の授業が公開され、指導過程や指導方法などについて活発な協議が行われました。

名寄中学校では「ほっかいどう学力向上推進事業」の拠点校として、家庭学習習慣の定着を図るための取組などの研究発表が行われました。また、生徒が互いの考えを伝え合う場面を工夫した各教科や道徳の授業が公開されました。午後からは、国立教育政策研究所教育課程研究センターの学力調査官による「全国学力学習状況調査の結果を踏まえた授業改善の方策について」の講演が行われました。

豊かな心を育てる教育の推進については、10月5日に名寄小学校において本市出身の力士「名

寄岩」を題材にした道徳の読み物資料を使った研究授業を行い、資料の活用の仕方などを検証しました。

また、9月30日には、児童生徒の豊かな情操を育むため、本年度から市民文化センター大ホール「EN-RAY」を会場に、名寄市小中学校音楽発表会を開催いたしました。

さらに、11月12日には名寄小学校に北海道教育大学院教育学研究科の教授をお招きし、「道徳教育の充実を目指して」と題した講演会を実施し、道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善などについて研修を深めました。

健やかな体を育てる教育の推進については、9月29日に、学校力向上に関する総合実践事業アドバイザーを招き、名寄南小学校において「子どもたちの体力・運動能力の課題と改善策」と題して御講演をいただき、参加した72人の教員らが児童生徒の体力・運動能力の向上を目指した体育指導のあり方を学びました。

また、11月17日には、名寄小学校を会場として、体育科の授業における指導の充実を図るため、小学校教員を対象にマット運動などの実技研修会を行いました。

特別支援教育の推進については、9月4日に名寄市立大学の教授を招き、市内小中学校の管理職などを対象に名寄市特別支援教育研修会を行い、参加した56人の教職員らがインクルーシブ教育の概要とユニバーサルデザインの視点での授業のあり方について学びました。また、9月7日には、北海道立特別支援教育センターの職員を招き、上川北部地区の小中学校の特別支援教育コーディネーターなどを対象にエリア研修会を開催し、参加した40人の教職員らが保護者との合意形成を図るための教育相談のあり方について学びました。さらに、11月17日には、市内小中学校の特別支援教育コーディネーターなどを対象に校内におけるコーディネーターの役割について研修を深めました。



信頼される学校づくりの推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会の校内研修及び研究の改善充実に関する研究グループが中心となり、教職員の資質向上を図るために、9月25日に留萌管内の留萌小学校において、「学校力向上に関する総合実践事業」実践指定校への視察を行いました。12月には視察報告会を行い、日常の授業改善などに生かす取組を交流する予定です。

智恵文小学校、智恵文中学校における小・中一貫教育の実現に向けた取組については、10月28日に先進校である沼田小学校・沼田中学校で行われた「沼田町一貫・連携教育公開研究大会」に参加し、研修を深めました。

次に、学校施設の整備について申し上げます。

名寄南小学校の改築工事と名寄西小学校の増築工事については、大きな工期の遅れもなく2月の完成に向けて順調に工事が進んでいます。

風連中央小学校の改築については、基本設計を進めるにあたり、10月に「風連中央小学校校舎等改築検討委員会」を設置し、より良い教育環境の整備を図るために検討を始めたところです。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

道北地域研究所では、地域住民の関心が高いと思われる共通テーマを設定し、年3回の市民公開講座を開催していますが、本年度は来年度に地域交流センターと組織統合するコミュニティケア教育研究センターの設置を控えていることから、第1回は9月3日に小樽商科大学ビジネス創造センター長の李済民教授を講師に「大学の地域貢献と研究センターの役割」との演題で、第2回は10月22日に千里金蘭大学の吉永省三教授を招き「子どもの権利救済とまちづくり～子どもオンブズパーソン制度の経験から～」との演題で開催し、合わせて88人の参加をいただきました。

また、11月7日には、看護学科において、北海道看護協会と共催で「あなたの生活を支える訪問看護～訪問看護の現場はこんなにいろいろ～」をテーマに看護セミナーを、短期大学部児童学科

においては「こどもと絵本～一人ひとりを大切にするために～」をテーマにこどもセミナーを開催し、それぞれ卒業生をはじめ多くの皆様の参加をいただきました。

本年度で9年目となる名寄高校との高大連携事業「大学授業体験」は10月9日に実施し、名寄高校1年生156人が希望する学科の模擬授業を受けた後、学生と交流し、進路選択の一助としました。

今後も、地域に根ざした教育活動を展開するとともに、名寄市立大学の特色と専門性を活かした地域貢献活動に努めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

栄養教諭による食に関する指導については、給食の時間において学校給食そのものを生きた教材として活用した指導が行われています。また、給食日より「いただきたいむ」を通じて、児童生徒や保護者に対し、食に関する知識や望ましい食習慣について伝えるなど食育の推進に努めています。

なお、学校給食の米飯については、11月から本年収穫された地場産米の新米を使用しています。また、姉妹都市である山形県鶴岡市藤島の「柿」を11月4日に提供し、栄養はもちろん季節感や彩りも大切にしたい、児童生徒に喜ばれる学校給食を提供しています。

また、11月29日には、市民文化センターで食育に対する意識と理解を高めることを目的として「なよろ食育フォーラム」を開催し、講師に服部学園理事長の服部幸應さんを迎え、食育の大切さについて講演をいただくとともに、市内小中学校での食育の活動などを紹介するパネル展示を行いました。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

本年度で8回目を迎えた「生涯学習フェスティバル」を10月25日に市民文化センターで開催し、ゲストアーティスト「よこおまき」さんによる似顔絵コーナーをはじめ、墨絵詩書、ニュースポーツ、市民文化センター利用団体などの展示体

験コーナーや、ハンドメイド作品の販売、フリーマーケット、ワークショップなど15件のブースが出展しました。出会いの広場では、ゲストアーティスト「岸田まき」さんによるピアノ弾き語りコンサート、地元サークルによるフラダンス、大正琴、金管五重奏など、発表の場と鑑賞の機会を市民の皆様にご提供することができました。また、併せて開催した解剖学者で東京大学名誉教授の養老孟司氏を講師に迎えての「なよろ生涯学習講演会」では、市民文化センター大ホール「EN-RAY」に詰めかけた市内外の聴衆が、人生を楽しむ極意について学びました。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

9月13日から第37回の古典文学講座、「六歌仙に選ばれた歌人たち」を全6回開講し、平安初期における優れた6人の歌人の作品や人柄に触れていただきました。

10月1日から24日まで、アメリカを代表する絵本作家ターシャ・テューダの生誕100年にちなみ、作品及び関連資料による展示会を行いました。期間中には、絵本の読み聞かせや、「ターシャが愛したものたち」をテーマにした、紅茶の講座や詩の朗読会を開催し、多くの方々に読書への関心を深めていただきました。

読書週間の一環として、11月3日には「文化の日特別開館」及び「雑誌リサイクル」と「おたのしみ会」などを行いました。さらに、11月7日には「製本講習会」を開催し、子どもから大人まで多くの方々の参加をいただき好評を得ました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

9月21日から27日まで、中秋の名月に併せて「お月見観望会」を実施し、27日には、なよろ名誉もち大使による餅つきと、名寄市立大学天文サークルの協力により来館者120人にお汁粉を無料提供しました。

10月2日から4日まで、国内初の第1回新天体搜索者会議が本市で開催され、全国の新天体発見者及び研究者が集まりました。また、3日には

市民特別公開講座が実施され、この様子をインターネットにより全国に発信しました。

本年度で5年目を迎えた「小学生による小惑星発見プロジェクト」では、10月からの2カ月間にかけて未知の小惑星発見を目指し取り組んでいます。

なお、9月28日に発生した落雷により、北海道大学の望遠鏡システムが一部故障となり復旧に時間を要していますが、今後も北海道大学において修復作業などが進められます。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

第58回市民文化祭については、これまで市民文化センターと市民会館に分散していた展示・芸能発表を市民文化センターに統一し、11月1日から3日まで開催しました。40以上の団体や個人から短歌や俳句、絵画、書道、写真のほか児童生徒作品など1,149点が展示され、3日間で延べ2千人の方に観覧いただきました。3日の芸能発表は、市民文化センター大ホール「EN-RAY」を会場に名寄太鼓保存会の演奏を皮切りに、ピアノやバレエ、舞踏、箏、詩吟などの発表が行われ、昨年度より7団体多い30団体、314人が出演され、約1千人の市民が訪れました。

風連文化祭では、11月2日から3日にわたり、ふうれん地域交流センターを会場に小学生から高齢者までの18団体6個人から650点を超える作品が寄せられ展示会を行いました。また、芸能発表では、幼児から高齢者までの21団体157人の方々が、普段の練習の成果を発揮し、会場いっぱい集まった市民の皆様にご演奏や踊り、歌などを披露し、楽しいひと時を過ごしました。

次に、北国博物館について申し上げます。

本年度は、戦後70年の節目として、9月5日から9月27日まで、企画展「戦後70年記念展 戦時下の名寄と子どもたちに引き継ぐ平和」を開催しました。

戦争を知らない世代が多数となる時代の中、戦

争の悲惨さを次世代に語り伝える資料として、25人の市民が語った戦争体験をパネル展示し、併せて名寄の戦時下と戦後開拓の歴史について紹介するなど、平和の尊さを伝える機会となりました。

期間中には1,156人の入館者があり、広い世代にわたって関心の高さが伺えました。

また、本年度は名寄の亜麻工場が閉鎖し、50年の節目となることから10月3日から18日まで、企画展「名寄の亜麻の歴史」を開催しました。名寄地方では古くから亜麻が栽培され、大正から昭和にかけて名寄、風連の亜麻工場で繊維となって出荷され、農業や工業などの産業を支え、地域の発展に貢献した歴史がありました。時代の流れとともに工場は姿を消しましたが、名寄工場の跡地は「麻生」町内会として現在もその名称が受け継がれています。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

11月28日に、市民文化センターで開催した家庭教育支援講座では、子育て親育ての会の蓑島美奈子さんを講師に迎え、「やってみよう、前向き子育てトリプルP」と題し講演会を行いました。

講演会では、家庭、学校、地域での子どもの問題行動への対応や子どもの可能性を發揮させるための家庭環境づくりなど、児童生徒の保護者をはじめ、未就学児の保護者や子育てに関心のある多くの市民が前向きな子育てについて学びました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

本年度も10月12日の体育の日に「スポーツフェスティバル」を開催し、市内体育施設を無料開放したほか、スポーツセンターでは室内雪合戦交流大会、風連B&G海洋センターでは軽スポーツ体験を実施するなど、名寄・風連両地区の屋内外で様々な大会や催しが行われ、約1千人の市民がスポーツを楽しみました。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

11月15日にスポーツセンターにおいて、子ども会育成連合会との共催で、第9回名寄市子ども会スポーツ大会「フットサル」競技を開催し、

小学生の部9チーム、中学生の部5チーム、計14チーム105人がスポーツを通じた交流を深めました。

次に、放課後児童クラブについて申し上げます。

南児童クラブの建築は、8月から建築工事が始まり平成28年2月の完成に向けて順調に工事が進んでいます。また、名寄東小学校校区への児童クラブの設置については、平成28年度中の開設に向けて関係者との協議などを進めています。

次に、青少年センターについて申し上げます。

青少年の健全育成の取組として、平成27年度名寄市青少年表彰式を10月23日に行い、活動に顕著な功績がありました3個人、1団体を表彰しました。

また、小学生から高校生を対象に、10月から名寄市青少年健全育成標語を募集し、11月27日には最優秀作品の表彰を行いました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

10月に全小中学校を訪問し、ハートダイヤルや適応指導教室、夜間相談の上半期の状況を説明し、児童生徒の悩みや不登校に対する早期対応や連携を図ることの重要性を確認しています。

併せて、ハートダイヤルのPR用「安心カード」を全児童生徒へ配布しています。

次に、放課後子ども教室について申し上げます。

10月28日に運営委員会を開催し、前期の活動状況などについて意見交換をしました。主な成果として、授業前半の自学自習では、子どもたちに集中力が付いてきていることや、授業後半のテーマ学習では、講師が学習内容を工夫することにより、子どもたちのものの見方・考え方に広がりが見られることなどが挙げられました。今後も、子どもたちが自ら学ぶ意欲を高めたり、学び方を身につけることができるよう後期の活動を工夫してまいります。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

○議長(黒井 徹議員) 以上で行政報告を終わ

ります。

11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第1号 名寄市行政不服審査会条例の制定について、議案第28号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第29号 名寄市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について、以上3件を一括を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市行政不服審査会条例の制定について、議案第28号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第29号 名寄市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について、以上3件について一括して提案の理由を申し上げます。

平成26年6月に行政不服審査法が全部改正され、これまで異議申し立て及び不服申し立てができる制度について審理、裁決の公正性の向上及び使いやすきの向上のために、審査請求に一元化されたところであります。

初めに、議案第1号 名寄市行政不服審査会条例の制定につきましては、法改正により新たに審理員による審理員意見書の作成及び第三者機関へ諮問手続が創設されたことから、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他の法に基づく権限に属させられた事項を処理するため、名寄市行政不服審査会を設置しようとするものでございます。

次に、議案第28号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、法の全部改正に伴う関係条例におけ

る審査請求規定の文言の整理に係るものにあわせて、市が保有をする個人情報の範囲を明確化する規定の整備及び名寄市行政不服審査会委員報酬等の規定を整備するものでございます。

次に、議案第29号 名寄市情報公開条例の全部を改正する条例の制定につきましては、法の全部改正に伴い不服申し立てが関係する審査会及び審査の規定を整備をするほか、法施行にあわせて情報公開の運用に関して明確化を図るための条項及び規定の整備を図ろうとするものでございます。条例の全部改正により、現在運用している情報公開制度に変更を及ぼすものではございません。

なお、議案第28号中、名寄市情報公開条例を全部改正することから、条例番号が空欄になっておりますが、議決がいただけた後に議会に通知をさせていただくこととしてございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

審査会の委員は3人をもって組織するということなのですが、議案説明資料をいただいた中で委員の選任に当たっては固定審査評価審査会の委員、名寄市情報公開・個人情報審査会の委員、その他として税理士、市職員のOB、弁護士を想定するというふうになっているのですが、この説明資料でいただいたこういった方々の中から3人なのか、まずは固定審査評価審査会の委員と名寄市情報公開・個人情報保護審査会の委員からは必ず選任されるようになるのか、この部分についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、もう一点、第4条の4項に委員は在任中と書かれています。述べられているこのことをここにのせたことについての御説明をいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) ただいま川村議員のほうから御質問いただきました。まず、1点目の委員の3人の所属というのでしょうか、そこについての質問だというふうに思います。今回の委員会の特色の一つが常設で設置をするということではなくて、案件が生じたときに応じて設置をするということを考えています。なぜ今回常設ではなくて案件ごとに設置をするかということについては、案件ごとにかなり委員さんが所有しなければいけない知見が変わってくるだろうという認識をしてございますので、常設ではなく案件に応じた委員を選びたいというふうに思っています。そして、先ほど議員が言われましたように、想定する委員の所属については資料のほうに記載したところからということ想定をしておりますけれども、ここについては正直どういう案件が出てくるかわかりませんので、必ずしも固定審査の委員さんあるいは情報公開の委員さんを入れるということではなくて、案件に応じてそれに適した知見を有した方を都度選びたいというふうに考えていますので、御理解をいただければと思います。

もう一点の第4条の4項のところですが、ここについては、行政不服の審査でありますので、これについては公平、公正に審査をしなければいけないということでもありますので、当然関係する方についてはその委員になるのは不適切だというふうに思っておりますし、あらゆる意味での公平、公正の立場からされなければいけないという観点から、第4項の規定を入れさせていただいたということで御理解をいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 今の御説明で理解をしたところですが、あと会議の開催のところ、審査会が委員3人をもってということなのですが、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。2人でも開くことができるのかどうか、2人で審査会になるのかどうかとちょっと疑

問に感じたものですから、御説明をいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 白田総務部長。

○総務部長(白田 進君) 会議、第6条第2項のところ、議員が言われますように委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないということで、基本的には3人の委員でありますので、それぞれ日程の調整をさせていただきまして、全員が出席できる条件のもとに会議を開催させていただきたいという基本的な考え方です。ただ、いかなる事故等があっても急遽委員が欠席する場合もあるという、こういったことも想定されますことから、ここは最低の条件として半数以上の出席がなければという条項を設けておりますが、基本的な運用については全員が出席できるような条件の中での開催に努めてまいりたいと考えていますので、御理解をいただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 先ほど公平、公正な審査をとということをおっしゃられていました。やっぱり3名以上が集団ということで、2人の審査ということはどうかなというふうに思っているものですから、委員の皆さん、本当に忙しい中での審査をしていただくわけですので、大変な状況とは思いますが、3人の委員の方々が出席できる中での審査をしていただくことを強くお願いして、終わりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号外2件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市空家等対策協議会条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

安全、安心な住環境の確保は全市民共通の願いであり、管理不全の空き家につきましてはその地区に居住をする市民にとっては環境の悪化やごみ飛散等により危険を及ぼし、重大な問題となっております。このような中、国は平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法を公布をし、市町村による空き家等対策計画の作成や施策を推進するために必要な事項が定められました。本件は、法に基づいた名寄市空家等対策協議会を設置をし、空き家等に関する施策について協議を

し、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的に制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第2号は、市民福祉常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布をされ、国民健康保険税及び介護保険料の減免等に関する届け出の記載事項に個人番号が追加をされました。本件は、このことに伴い、本市においても所要の改正を行うため、名寄市国民健康保険税条例及び名寄市介護保険条例の一部を改正をし、あわせて両条例の減免等に関する規定の文言を整備しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番(熊谷吉正議員) 今回の条例改正の柱は、今お話があったとおり国保税条例の一部改正あるいは介護保険条例の一部改正ということですが、けさほども朝の連ドラの後に「あさイチ」で、NHKでもう既に犯罪にかかわるようなマイナンバー関係の事例が紹介をされていましたけれども、今回条例改正の内容の関係についてまず最初に聞きたいのですけれども、現状今年度の実績として国保税の減免を受ける、あるいは受けようとする対象について、人数についてお知らせをいただきたいと思います。これ介護保険条例も同様に減免にかかわる規定というふうに今説明ありましたけれども、同様にどのぐらいの世帯人数が申請をされておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っています。

あと、この条例の関連ですが、何か年末で郵便局も余計な仕事というか、それは収入にはなるのでしょうかけれども、大変な思いして配達をされているということですが、名寄における現状段階における通知について、進捗あるいは不明関係も含めて、届かないということ、現状をお知らせをいただきたいと思っています。

それから、3つ目には、実態的には来年1月1日から動き出すのですけれども、今現行私もそれなりに少し読ませていただいておりますけれども、どうも理解のほうができない、わからないというところが多いのですけれども、現行の法律で定められている自治体の主たる市民サービス等にかかわるものについてもう少し特徴的に、前回の9月のときも聞きましたけれども、よく伝わってこなかったのです。お知らせをいただきたいと思わずし、また既に2年後あるいは3年後法律で決まっている、あるいは決めようとする、新たな個人番号をどのようにカードの中に盛り込まれようとしているか、直近の情報をお聞かせをいただきたいなというように思います。とりあえずお願いします。

○議長(黒井 徹議員) 三島市民部長。

○市民部長(三島裕二君) 災害などの減免に関する国保税の状況でございますけれども、本年度は該当する減免申請はございません。去年は1件あるというふうに伺っております。

それと、もう一点、社会保険の後期への移行に伴う被保険者の減免という措置があるのですけれども、そちらのほうは18件ございます。

それと、もう一点、今ほどいただきました通知カードの送付に伴う発送、到着の状況でございますけれども、これ11月2日から風連地区で、5日から名寄地区で個人番号の通知が始まりまして、発送の完了は11月20日というふうになってございます。その間簡易書留の受け付けの期間が少ないということで1,154件、名寄、風連両地区合わせて1,240件が返送されて、それは1週間郵便局で保管された後に名寄市のほうに返戻をされてございます。11月25日の報告の段階で、送付の通数が1万4,552件で、戻ってきた通数が1,146件で、返戻の理由でございましてけれども、宛て所なしが393件、先ほど申し上げた1週間の保管期間が経過をしたということで746件、受け取りの拒否が7件ということで、返戻の率としましては7.9%、うち再交付、再度送付をした件数が154件ということで、未交付率は6.8%となっております。

今後でございますけれども、戻ってきた部分についてはこちらのほうから普通郵便で該当の方にお知らせをしまして、とりあえず3カ月間名寄市で保管をするということで、この間何とか連絡を差し上げて、個人のほうにお渡ししたいということで対応したいと考えております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(馬場義人君) 介護保険料の今年度の減免の状況でございますが、今年度火災におきまして1件減免の対象になっていらっしゃる被保険者の方がいらっしゃいますので、

対象とさせていただいているところでございます。  
以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 番号法の活用について、どういった制度設計がなされているのかというところの質問がございました。ここにつきましては、9月の議会の中でも税あるいは社会保障、さらには防災等を含めての活用が見込まれているということも、そこを対象にということでお話をさせていただきました。その後具体の通知等がまだ国からまとまって来ている段階ではありませんので、基本的には9月段階から大きく進んでいる状況ではないということでありまして、特に名寄市がかかわる、いわゆる市町村がかかわる事務につきましては平成29年7月からのスタートというところもありまして、それまでにはしっかりと対応を考えていなければいけないというように思っておりますし、年明けて1月1日の国等の活用に向けてはこの後関係省庁のほうからさらに詳細なものが来るというように思っています。この周知については、各所管課の手続ごとに周知をするのがいいのか、あるいは一括して皆様にお知らせするほうがいいのか、ここについてはさらに工夫をしてみたいというように思いますが、詳しい情報については9月段階から具体的に進んでいないということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 条例改正に関する減免の数字については、業務上も大きな影響は受けないというような件数のように伺いましたけれども、そういう理解でよろしいのですね。

まだ最終的に番号の通知が6.8%ということで、決して小さな数字ではありませんけれども、これはこのまま3カ月さらに送る努力をして、当該本人にはサービスの利用がなければ直接的には不利益はないという理解でよろしいのか、お答えをいただきたいと思っております。

それで、今後の問題として、国の法律に基づい

て粛々ということなのかもしれませんが、9月の議会以降、特に国から具体的な、また通知なども含めてないということで、非常に市町村の側として自主的にやらなければならぬという課題もたくさんございまして、率直に番号法の法律は決まっていますけれども、悪法でも法という言い方する人もいれば、さまざまな捉え方する人もいますけれども、自治体として実際のところどういう課題を想定をされて対応しようとしているのかもとりあえず具体的に来なければわからないのだと、こういうことなのか、あるいは将来的にはさまざまな記録関係なんかも含めて市町村独自でまた拡大をしていこうということはできるのですけれども、それらの対応についても想定をされていないのですが、1月1日以降カードをつくるのは任意なのですけれども、名寄市としていわゆるカードの利用策の、カードの作成申請を市民に積極的にお勧めになることなのか、あるいはあくまでも市民の判断だということなのか、行政の対応について少しお聞かせをいただきたいと思っております。本当のところは積極的にというよりも任意なのでということの、特に不都合、不便を余り感じられないという、免許証で十分だ、保険証で十分だという本人確認なんかも含めて伝わってはいますけれども、名寄市の基本的な考えについてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、一番この問題で心配をされるのは、世界的には先進国でももう既に後退をし始めているということであるのですが、日本の場合はこれから預金情報だとか、あるいは健康情報だとか、さまざまなことで拡大を想定を、もう既に決まっているものもありますし、検討中というようなものもありますけれども、政府の段階で。どのように理解をされているのか、考え方を聞きたいですけれども。特にワンカード化の関係、全ての情報を一括そのチップに織り込むということが想定をされているのですけれども、自治体レベルではどのように情報収集をしっかりとやっているのかどうか、



お聞かせをいただきたいなというふうに思っています。

前回は申し上げましたけれども、マイナポータルへのアクセスの問題や、あるいはこれからチップに全ての業務を盛り込んでいくという動きが既にもう始まっているのですけれども、自治体としてただ国が決めたことだ、国から連絡がということだけでよろしいのかどうか、そこをもっと研究しておられるのではないかと思いますけれども、もう少し市民の不安や安心感も含めて、逆に積極的にやっぱり情報提供していくことが重要でないのかなというふうに思っていますので、総務部長、改めてまたお聞かせいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 何点かいただきました。1つは、国の情報のない中で、具体的な情報が全て出そろっていない中で、市としてどう考えているのかが1つだったと思います。ここについては、番号法関係については庁内でも実施本部立ち上げてございまして、その中で関係部局の中で知り得る情報については共有をするというところで進めておりますし、各部局の中で知り得た情報の中で1月1日に向けて準備を進めるということで、今準備を進めているというところでありますので、基本的には国がやるべきことと市町村がやるべきこと、役割があると思いますので、限られた情報ではありますけれども、その中で市民の皆様には支障がないような形で体制を整えていかなければいけないというのが市の基本的な考え方、スタンスであるということで御理解をいただければと思います。

次に、カードの関係についてであります。ここについては、議員が言われますように任意でございます。さきにまちづくり懇談会、10会場で開催させていただきまして、私どもの知り得る範囲での情報のお知らせとこのカードについても周知をさせていただいたということであります。基本的には任意であるということのお知らせをさせて

いただきましたが、これについては国のほうで進めている部分もありますので、カードの申請、交付については一応お勧めという形でさせていただきましたが、基本的には個人の任意であるということで、本人が必要と考えられたときに交付申請をされ、交付を受けられることがいいのではないのでしょうかという話をさせていただいたところでございます。

次に、カードによっての情報の収集のところについてでありますけれども、ここについては各省庁ごとでありますけれども、システムの改修に対する指導あるいは補助金等の、あるいは交付金の配分等もございましたので、各省庁の指示に基づきながらシステムの改修をし、番号法への対応を進めているということで御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 実務的には、国からの指示あるいは法律に基づいて、通知があれば粛々とやらざるを得ないというのが行政側の役割、立場だというふうにおっしゃっていますが、市長、特に全国の会議たくさん行かれますけれども、もう少しブレーキをかけるような問題意識を持つべきではないのかなというふうに思っているのです。ただ不安だけあおるつもりは全くございませんけれども、やっぱり3年後に一気にその不安が高まるのでないかというふうに、特にこれは元税務署の職員の方が、ネットで流れているのですけれども、3年間ぐらいは猶予、自分の判断でというふうに言っていますけれども、大体2018年、3年後ぐらいから全ての義務化を既に検討しているということでございまして、一気にチップに全ての情報をやるということではなくて、分野別にそれぞれ必要な情報管理というのを行うことがよりリスクを抑制をする、あるいは抑えるということにつながるというふうに常識的に言われているのですけれども、もっともっと法律で決まったものに

については変更あるいは廃案を求めるしかないのですけれども、まだ未知の想定をされている分野については相当具体的になっているというふうに私どもも聞いておりますから、自治体としても肅々とという、決まったものは理解をしますけれども、想定をされる、これは勝手に想定をしているのではなくてかなり具体的に列挙されているように聞いているのですが、やっぱり問題意識はしっかり持ってもらった上で、特にこの10年、20年、団塊の世代の高齢者の被害が非常に多くなるだろうと。わからないのです、正直言って。それで、インターネットや情報端末機器を持っていない方もたくさんおられますし、ちょうどこの時期と重なる、オーバーラップする時期なものですから、犯罪だとか誤り、間違い、不安、物忘れなども含めて相当心配することがありますので、これ以降も継続的に具体的な問題については私も取り上げていきますけれども、市長、そういう面では問題意識としてこれをどう認識をされているのかということについて、あるいは市民の声をしっかり受けとめて、垂れ流しのただ情報を流すのではなくて、少し立ちどまるようなブレーキ役を実際に担うことは必要だというふうに私は思っていますから、加藤市長に直接お伺いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 番号法の問題については、例えば市長会等でも随分話題になりまして、緊急提言等もさせていただいたところであります。当然そうした情報が漏えいすることに対しての一定の不安だとかということも理解をしますけれども、一方でさまざまな不正やそうしたことに対応するための法律であるというふうに理解をしているところであります。なかなか我々も先が見通せない中で、それぞれの事案についてしっかりと検証し、あるいは市民の皆さんの声も受けとめさせていただきながら、これから前へ進めていきたいというのはこれは当然でありまして、そのことの中で不安が生じるものについては積極的に発言をしてい

きたいというふうに思っておりますし、今後も国会のほうでさまざまな議論が行われるでしょうし、また今後も選挙等の日程も控えているということでもありますので、そうしたことも国のほうでもしっかりと議論をしていただいて、国民に対して十分な理解をしていただくように求めていきたいということでございます。

○議長(黒井 徹議員) 川村幸栄議員。

○5番(川村幸栄議員) 今いろいろ個人番号の通知等々お知らせをいただいたところなのですが、今回国民健康保険税、また介護保険税の減免を申請するに当たって、個人番号を記載しなければ減免が受けられないのかどうか、ここの確認をしたいと思いますが。

○議長(黒井 徹議員) 三島市民部長。

○市民部長(三島裕二君) 先般の市民福祉の常任委員会の中で、各種様式、これは規則に定めている関係になるのですけれども、この様式の中に個人番号の記載欄を設けるということで説明をさせていただきました。今回条例改正ということで、減免に関してはその書式の中に個人番号を記載していただくということで、書式の改正、すなわち条例の改正ということなのですけれども、実際の運用に当たっては個人番号が記載されていなくても手続は行うことができますので、今回年末調整、税金のほうで始まるのですけれども、今年度に関しては個人番号の記載は義務ではありませんと。あくまでも任意で記載をしてくださいという取り扱いになっているようです。したがって、必ずしも記載がなければ減免ができないということでは取り扱うつもりはございません。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 今記載しなくてもというような御答弁だったかと思いますが、国税庁のガイドラインの中でも今会社だとか、いろんな職場で職員の方々の番号をとということで非常に不安が広がっていますし、企業の方々もその労力にす

ごく時間がとられているというようなことも言われています。その中では、番号記載なしで税務署が書類受理しないということはないのだというふうな、国税庁のほうでもそんなふうになっているということなのです。それで、なぜこの個人番号が必要なのかなというところになってきますけれども、ただ、今熊谷議員のほうからもありましたように、本当に年配の方々が主なのですけれども、この個人番号に対する不安がもう非常に多いです。どうしたらいいのかということなのです。通知が来た。この通知をどうしたらいいのかと。極端に言えばおろおろしているのです。だから、なくさないように大事にしてくださいというふうにはお話ししていますけれども、そういった部分で今回こういった書式、申請する中身の書式にこういうふうに書くのだというふうになると、これを書かなければ減免は受けられないのではないかなというような不安もまた広がってくるというふうに思います。

それで、やっぱり社会保障制度の利用を抑制するといえますか、控えてしまうようなことにつながるのではないかなという、私は非常に危惧をしているのです。その点についてのお考えあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 三島市民部長。

○市民部長(三島裕二君) 今質問いただきました社会保障の抑制につながるような現場の取り組みとか、そういう対応というのは極力しないように対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

ただ、先ほど申し上げました税金関係の書類の個人番号の記載は、今年度はある程度努力義務ということなのですけれども、来年以降は必ず記載をしてくれないと受け付けができないという流れになってくるようですので、その辺をちょっと含んでおいていただきたいなと考えています。

○議長(黒井 徹議員) 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(馬場義人君) 介護保険の部分についての御質問もあったかと思いますが、お答え申し上げたいと思います。

介護保険関係につきましては、9月に国のほうから通知がなされておりまして、具体的な事務通知につきましては10月中を目途に市町村のほうに発出するというので、お待ちしているところなのですが、実はまだ何ら通知がなされていないところでございます。ただ、原課といたしましては、厚生労働省関係で労働保険等々の内容につきましても、マイナンバーの記載の欄というのが必要となるようなのですが、今回につきましてはそれが無い方についても特に求めないというふうに伺っておりますので、同様なことがなされるのではなかろうかなというふうに考えております。特に介護保険分野につきましては、転入、転出でよその市町村に転出されたり、転入されたりしたときに、要支援認定、要介護認定をお持ちの方が転入前の市町村で介護度をみなすということで、転入前の市町村から届けを持ってくるのですけれども、その届けがなくてもマイナンバーがあれば使えるよということですが、内容的にそのペーパーがあればやりとりはできるというふうに思っていますので、今すぐマイナンバーがないと介護保険手続上すぐ混乱を来すということは今のところないかなというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長(黒井 徹議員) 川村議員。

○5番(川村幸栄議員) 届いていない方々も多くいらっしゃるというような先ほどの話がありました。そして、個人番号が記載がなくても受けることができるということで、これが本当に必要なのかという議論になりますけれども、やはり住民一人一人が本当にこれがなければ何も進まないのかと。今お話があったように行政側の手続はスムーズにいくかもしれないけれども、今の時点でもそんなに不都合があるわけでもないという中で、

多くの国民の方、住民の方々が本当に不安が大きく膨らんでいるところら辺で、熊谷議員からもブレーキをかける必要があるのではないかとこのありました。私も市民の皆さん、住民の皆さんの声を反映するのであれば、個人番号はもう本当に巨額なお金をかけて進めているわけですが、こういったことはもう必要ではないのではないかとこのように住民の声を代弁していただくことこそ、首長としての大きな仕事になるのではないかとこのように言わざるを得ない状況にあります。極力というふうな話がありましたけれども、申請者の方々にやはりそのことをきちっと伝えていくことも必要だなというふうに、記載なしでも大丈夫というようなこと、親切丁寧にまずは窓口で対応していただく、このことを強く求めたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されま

した。

13時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

○議長（黒井 徹議員） 午前中に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第4号 名寄市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年3月31日に地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、5月13日に開催をされました第1回名寄市議会臨時会において専決処分を報告を行い、議会の承認をいただき、施行しており、租税に係る税法のうち国税徴収法及び国税通則法において国税の納税環境の整備が同時に行われておりますが、地方自治体における法整備は地方分権を推進をする観点から、各地域の実情等に応じて定めることとされていたことから、本市を含めた全道35市において情報交換を行いながら条例改正の準備を進めてまいりました。このたび条例案として準備が整ったことから、本定例会に名寄市税条例の一部改正案を提出するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第9 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第5号 名寄市民文化センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市民文化センター既存棟、東館の改築及び新築棟、西館の開館に伴い整備をいたしました施設の附属設備及び備えつけ物件につきましては、利用者に対し備えつけ物件等の周知及び利用実績の確認を行うため、また整備中の備品類もあったことから、一般貸し館開始以降、使用料を徴収せず運用を図っております。この間一定の期間を経過した適当な時期より受益者負担の観点から、備えつけ物件等の使用料を徴収する旨市民、利用団体等にさまざまな機会で説明等を続けてまいりました。以上のことから、一般貸し館開始後1年を経過する平成28年7月1日から附属設備及び備えつけ物件の使用料を徴収するに当たり、本条例を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

議案第5号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第10 議案第6号 指定管理者の指定について(名寄市大橋地区コミュニティセンター)、議案第7号 指定管理者の指定について(名寄市特別養護老人ホーム清峰園)、議案第8号 指定管理者の指定について(名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ)、議案第9号 指定管理者の指定について(名寄市デイサービスセンター楽々館)、議案第10号 指定管理者の指定について(名寄市デイサービスセンター友遊館)、議案第11号 指定管理者の指定について(名寄市風連在宅老人デイサービスセンター)、議案第12号 指定管理者の指定について(名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設)、議案第13号 指定管理者の指定について(名寄市風連農産物出荷調整利雪施設)、議案第14号 指定管理者の指定について(名寄市東部地区集落センター)、議案第15号 指定管理者の指定について(名寄市西部地区集落センター)、議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市営牧野)、議案第17号 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場)、議案第18号 指定管理者の指定について(名寄ピヤシリスキー場)、以上13件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第6号から議案第18号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

本提案の13施設につきましては、いずれも名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえて、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第6号外12件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号外12件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号外12件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号外12件は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第11 議案第19号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第19号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

平成26年9月2日に名寄市立総合病院において手術を受けた相手方が手術中の体位により身体障害をこうむりました。その後専門家による審査の結果、市立総合病院の有責と結論をされたため、損害賠償について御本人と話し合いを進めてきたところ、合意に至りました。本件は、解決金である損害賠償の額を700万円に決定をするため、地方公営企業法第40条第2項及び名寄市病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第12 議案第20号 平成27年度名寄市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第20号 平成27年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ5,353万9,000円を追加をして、予算総額を241億7,697万9,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして総合計画策定・推進事業費20万円の追加は、第2次総合計画策定に当たり市民の皆様のニーズや御意見を計画に反映させていくため、市民ワークショップの開催などを実施しようとするものでございます。

3款民生費におきまして社会福祉一般行政経費のうち冬の生活支援事業費87万5,000円の追加は、電気料金の値下げが実施をされていない現状を踏まえ、生活弱者の方々を対象に冬の採暖用の電気料金を支援しようとするものでございます。

同じく3款民生費におきまして全道ハンディキャップスキー大会補助金100万円の追加は、平成28年2月19日から20日にかけて名寄ピヤシリスキー場にて開催をされる大会に対し支援をしようとするものでございます。

6款農林業費におきまして新規就農者支援事業費130万円の追加は、農業研修生及び農業研修生受け入れ農家の方々に対して助成をしようとするものでございます。

7款商工費におきまして商業指導育成対策事業費100万円の追加は、名寄地区全市連合冬の売り出し事業に対し、購買意欲の喚起と地元商店街の活性化を図るため支援しようとするものでございます。

10款教育費におきまして合宿誘致事業316万円の追加は、合宿環境の向上や各種大会誘致を図るため、備品等の整備を実施をしようとするもので、財源として地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型上乗せ交付分を計上してございます。

同じく10款教育費におきまして体育施設費73万8,000円の追加は、10月2日の暴風により破損をした名寄B&G海洋センタープールの上屋シートを修復するため補正しようとするもので、財源として災害復旧債を見込んでおります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更などに伴う特定財源の調整のほか、収支の調整を前年度繰越金で実施をいたしました。

15款国庫支出金におきまして総務費補助金で地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型上乗せ交付分1,000万円の追加は、本年10月に策定をした名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に対し交付金の上乗せ

分が追加をされたことから予算を計上しようとするものでございます。

19款基金繰入金におきまして財政調整基金繰入金9,106万4,000円の減は、将来の基金活用を見込み、財政調整基金の繰入額を減少させようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正では、名寄庁舎環境衛生管理業務委託料ほか23件を追加しようとするものでございます。

次に、第4表、地方債補正では、公共・公用施設災害復旧事業を追加をし、南児童クラブ整備事業を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けまして補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から御説明させていただきます。議案第20号の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思っております。2款総務費、1項7目財産管理費の公用車管理事業費161万円の追加につきましては、公用車事故に伴う賠償金などの予算を計上しようとするものでございます。

14ページ、15ページをお開きいただきたいと思っております。2款総務費、4項1目選挙管理委員会費の選挙人名簿システムの改修業務委託料9万9,000円の追加につきましては、選挙権年齢の引き下げに伴い、選挙人名簿システムの改修をしようとするもので、財源としましては道補助金34万1,000円を計上してございます。

3款民生費、1項6目老人福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金814万8,000円の追加につきましては、既存介護施設等のスプリンクラー整備に対し支援するものでありまして、

財源といたしまして同額を国庫支出金で計上して  
ございます。

16ページ、17ページをごらんいただきたい  
と思います。6款農林業費、1項2目農業振興費  
の環境保全型農業直接支払交付事業費647万1、  
000円の追加につきましては、化学肥料の低減  
や有機農業に取り組む農業者に対し支援しよう  
とするものでありまして、財源といたしまして道補  
助金485万4,000円を計上してございます。

7款商工費、1項1目商工業振興費の商店街等  
活性化関連補助金276万2,000円の追加につ  
きましては、中心市街地近代化事業補助金とし  
まして事務所の新築費用に対し助成をしよう  
とするものでございます。

20ページ、21ページをお開きいただきたい  
と思います。10款教育費、3項1目学校管理費  
の中学校維持管理事業費98万9,000円の追加  
につきましては、車椅子で対応できるトイレ及び  
特別支援学級への洗面台の設置に対し補正をし  
ようとするものでございます。

10款教育費、5項1目学校総務費の名寄市立  
大学保健福祉学部再編事業費の地質調査委託料5  
50万円の追加につきましては、現在基本設計中  
でございます新棟の設置場所が決定した後、速  
やかに地質調査を実施しようとするものでござ  
います。

22、23ページをごらんいただきたいと思  
います。10款教育費、6項9目天文台費247万  
8,000円の追加につきましては、9月28日の  
落雷により破損いたしました天文台施設の修繕  
等を実施しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げ  
ます。8ページ、9ページをお開きください。16  
款道支出金、2項4目農林業費補助金で森林整備  
加速化・林業再生事業補助金3,823万7,000  
円の追加及び林業・木材産業構造改革事業費補  
助金3,000万円の減額につきましては、現在建設  
中であり南児童クラブ整備に対する補助金で

ありまして、対象補助事業名の変更と補助金額の  
確定に伴い補正をしようとするものでございま  
す。

18款寄附金で総務費寄附金から教育費寄附金  
まで合わせまして233万5,000円の追加につ  
きましては、11月13日までに寄附採納いた  
だきましたものを予算計上させていただくもので  
ありまして、寄附者の御意向に従いまして、地域  
振興基金に15万円、教育振興基金に93万円を積  
み立てるほか、図書館資料整備事業費などの財  
源として充当しようとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろし  
く御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(黒井 徹議員)** これより、質疑に入  
ります。御発言ございませんか。

佐久間誠議員。

**○8番(佐久間 誠議員)** 議案第20号の17  
ページになります。商業指導育成対策事業費の1  
00万円の追加の関係なのですが、先ほどの御説  
明だと冬の大売り出しに使うということだったの  
ですが、そうすると商業指導育成対策事業費とい  
う名目からいうと使い道としてはかなりかけ離  
れている内容ではないかと、このように思うわけ  
ですが、特に普通であれば冬の大売り出し等につ  
いては各個店が販売促進のために、ある意味自  
助努力してやるべきところではないかというふう  
に考えるわけでありまして。これで商業指導育  
成対策事業と言えるのかどうか、このあたりにつ  
いて御説明をお願いしたいと思うのです。

**○議長(黒井 徹議員)** 水間営業戦略室長。

**○営業戦略室長(水間 剛君)** 今の佐久間議  
員のほうから御質問あった内容についてですが、  
この大売り出しの部分については毎年商工会議  
所の一つの事業ということで実施させていただ  
いております。この部分については、名寄商工  
会議所管内の個々の個店の努力も大切なのは  
ありますが、そういった全市の地区の連合とい  
うことの取り組みの中で実施することによ  
って効果を上げたいということで、毎年実  
施させていただいております。当然



のことながら、この大売り出しの部分についてはそれぞれの個々の個店のほうからも一部負担金をいただいて実施させていただいているところでもあります。

今回の御質問の一つにありました商業指導育成対策事業費という部分については、もっと違う中身の部分の精査ということが必要ではないかということで御質問ありました。この部分については、私どもも商工会議所の一つのそういった事業の中で毎年実施させていただいたということで、今回も商業指導育成対策事業費という名目で計上させていただいておりますけれども、今お話ありました部分も含めて今後内容の部分の精査させていただければなと思っております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 100万円というお金は大きいと思うのです。それで、今連合ということで、連合商店街101店ほど多分おられると思うのですが、ここに加盟していないところもあるわけです。それで、名寄の商店街、特に中心部を中心に各個店の売り上げも落ちてきて、余裕がなくなっているというのわかるのですけれども、単に大売り出しで現金が当たると。特に抽せん会で、それらが大体トータル70万円とか、残りの30万円が印刷費に回るのかなというふうに私思っているのですが、今の御説明ではそれぞれ各個店からお金を出していただいているというふうに言われているのですが、個店の売り上げにどれだけ効果があるのかと。これがちょっと不透明だということもありますし、重複しますけれども、市内には加盟していない個店もあるのだということです。それで、販売促進事業というのであれば、町中に人を呼び込む企画、こういったものをやっぱりもっと工夫して組み立てるといって、そういう努力が必要ではないかと。それが強いて言う、長い目で見ると商店街の発展につながるのではないかとこのように思いますので、こ

の辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 例年実施させていただいております大売り出しの部分なのですが、以前は、昨年から内容を検証させていただいて、大売り出しの方法を変更させていただいたのですが、その部分については一昨年まではそれぞれの参加の店舗のところで購入いただいた金額に基づいて抽せん券を配付するというような形にさせていただいたところでもあります。そうすると、参加する個店の中でも正直言います御利用がない店舗もあったということで、多くの参加している店舗の利用率を高めたいということで、昨年からスタンプラリー形式にさせていただきました。このスタンプラリー形式というのは、昨年から実施させていただいたわけなのですけれども、6店舗を御利用いただいて初めて抽せんをする権利が得られるということで、その6店舗も別々の6店舗ということで、そういったことでそれぞれの店舗も500円以上の御利用をいただいた店舗についてスタンプラリーの判こを押すということに伴いまして、昨年の結果を踏まえまして参加店舗の中の利用率が99%御利用いただいたということで、昨年からそういった工夫をさせていただいて、参加店の多くの店舗を御利用いただくということとそれらに基づきまして抽せんという部分で消費喚起も含めてさせていただいているというような工夫をさせていただいて、今回2年目ということで実施させていただきたいということで考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 先ほども申し上げましたが、商業指導育成対策事業費という、やっぱりこの名目にそごうような商店街の活性化をぜひ求めたいというふうに思いますから、こら辺についてはもう少し工夫しながらこれ以降取り組みをお願いしたいというふうに私のほうから要望を

申し上げたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(黒井 徹議員) 日程第13 議案第21号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第21号 平成27年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ39万4,000円を追加をし、予算総額を38億665万円に、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加をし、予算総額2億1,913万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものについて保険事業勘定の歳出から申し上げます。保健事業費では、特定健康診査等事業費として39万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。2款国庫支出金では、保健事業に係る特別調

整交付金として39万4,000円を追加しようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。

1款総務費では需用費等で23万3,000円を追加をし、2款医業費では医療器械器具費等で5万1,000円を減額しようとするものでございます。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。

1款診療収入では診療報酬収入等で18万2,000円を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(黒井 徹議員) 日程第14 議案第22号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第22号 平成27年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ188万9,000円を追加をし、予

算総額を24億4,671万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容につきまして歳出から申し上げます。2款保険給付費におきまして介護予防サービス計画給付費の増に伴い177万7,000円を追加しようとするものでございます。

また、3款地域支援事業費におきまして介護予防・日常生活支援総合事業に係る生活支援体制整備事業費に11万2,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入につきましては、9款繰越金におきまして歳出と同額の188万9,000円を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第23号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 平成27年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、

提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、下水道管渠施設の臨時的な修繕費用について補正をしようとするものであり、歳入歳出にそれぞれ240万円を追加をし、予算総額を12億2,695万4,000円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、下水道管渠施設である取りつけ管などの修繕費用の増により修繕料として240万円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。4款繰入金では、歳入歳出予算調整のため一般会計繰入金に240万円を追加しようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正では、風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料を追加し、限度額を1,697万円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第24号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたし

ます。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第24号 平成27年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うものであり、個別排水処理施設保守点検清掃業務委託料の限度額を2,640万円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(黒井 徹議員) 日程第17 議案第25号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第25号 平成27年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ148万8,000円を減額し、予算総額を3億7,839万6,0

00円にしようとするものでございます。

補正の主なものについて歳出から申し上げます。2款後期高齢者医療広域連合納付金では事務費負担分について平成26年度の精算により153万8,000円を減額し、1款総務費では通信運搬費に5万円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では、一般会計からの事務費繰入金について平成26年度の事務費負担分の精算などにより148万8,000円を減額しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(黒井 徹議員) 日程第18 議案第26号 平成27年度名寄市病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第26号 平成27年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市立総合病院において医療事故

に伴う損害賠償等のほか院内保育所改築工事が入札不調となり、冬期間工事は夏期に比べ費用を要すること等から改築工事を来年度に行うこととし、工事費、企業債収入について補正しようとするものでございます。

補正の内容について収益的収支から申し上げます。1款病院事業収益では、医療事故賠償に係る保険会社からの損害賠償保険金として700万円を追加をし、総額を95億7,373万4,000円にしようとするものでございます。

次に、2款病院事業費用では、保育施設費、賃金として50万円を、医療事故賠償金として700万円を追加をし、総額を98億5,613万8,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収支について申し上げます。3款資本的収入では、企業債収入で医療機器整備費、院内保育所改築事業費として8,820万円を減額し、総額を8億4,474万7,000円にしようとするものでございます。

次に、4款資本的支出では、医療機器購入費で2,000万円を、血管造影装置用電源工事で2,916万円を、修学資金貸付金で622万円それぞれ追加をし、院内保育所改築工事費で1億3,730万円を減額し、総額を12億3,976万3,000円にしようとするものでございます。

次に、重要な資産の取得の設定について申し上げます。院内保育所改築工事を来年度執行としたことから院内保育所を消去し、また経年劣化により更新が必要となった手術室透視装置を設定するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第19 議案第27号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第27号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年8月に公布をされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律の一部の規定が平成27年10月1日から施行されることを受けて、政令等の関係法令が平成27年9月30日付で公布をされたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第20 報告第1号、報告第2号及び報告第3号 専決処分した事件の報告について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第1号から報告第3号までの専決処分をした事件の報告について、一括して御報告を申し上げます。

1件目の事故の内容は、平成27年5月27日午前10時40分ごろ、名寄市西6条南8丁目、名寄調剤薬局南側駐車場におきまして健康福祉部所管の公用車が駐車をしようとしたところ、隣に駐車をしていた相手方車両に接触をし、破損したものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が10万2,907円を負担をすることで示談が成立をし、和解をしたところでございます。

2件目の事故の内容は、平成27年7月13日午前3時5分ごろ、名寄市大通南9丁目道道交差点におきまして総務部所管の公用車が交差点を赤信号で直進をしたため、左方から直進してきた相手方車両と交差点内で衝突をし、破損したものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として60万円を負担することで示談が成立をし、和解をしたところでございます。

3件目の事故の内容は、平成27年10月6日午後2時ゼロ分ごろ、名寄市風連町南町73番地の国道交差点におきまして建設水道部所管の公用車が道路清掃の作業のため清掃車を後退させた

ころ、後ろにいた相手方車両に気づかず接触をし、破損したものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が27万7,000円を負担をすることで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、3件を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、報告第1号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長(黒井 徹議員) 再開します。

日程第21 地方創生総合戦略検討特別委員会の報告についてを議題といたします。

経過並びに結果の報告を求めます。

地方創生総合戦略検討特別委員会、佐藤靖委員長。

○地方創生総合戦略検討特別委員長(佐藤 靖議員) 平成27年第2回定例会におきまして地方創生総合戦略の重要性を強く認識し、諸施策への対応を検討することを目的に設置されました地方創生総合戦略検討特別委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。

委員会は、同計画を所管する白田総務部長を初め各関係職員の出席を願い、6月15日、7月9日、9月14日、9月29日、10月26日の5回開催いたしました。

第1回委員会では、正副委員長の互選を行い、

委員長に私佐藤が、副委員長に川村幸栄委員が選出されました。

第2回委員会では、地方創生総合戦略の基本的考え方と設置された名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の状況について報告を受け、委員会としては将来の名寄市を大きく左右するとともに、第2次名寄市総合計画にも影響する課題であることから、必要に応じて委員会を開催することを確認しました。

その後名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会内での協議によって、地方創生総合戦略の方向性が一定程度定まったことから、中間報告を兼ねて第3回委員会を開催し、基本的考え方、位置づけ、総合計画との関係、計画期間、計画の検証と改定、国や北海道総合戦略との関係、103項目の具体的施策などについて説明を受けました。

各委員及び委員外議員からは、出生率向上の環境づくり、新規就農者への支援、予算展望、広域連携、名寄産業高校名農キャンパスの位置づけ、高齢者対策、移住者と市内在住市民との施策の整合性など幅広い質問があり、各所管部長から現状説明がありました。

第4回委員会は、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの最終案がまとまったことから開催し、第3回委員会後の協議検討による改正点、人口ビジョンについて説明がありました。

各委員からは、財源確保、外国人定住策、満足度の数値根拠、女性の声の反映などについての質問があり、各担当職員から基本的考え方が示されました。

同検討を経て市側がパブリックコメント作業に入ることを了承、国、道への報告作業に入る直前の10月26日に第5回委員会を開催し、同23日現在でパブリックコメントが2件、まちづくり懇談会でも同じく2件の意見があったとの報告を受けた後、各委員から基幹産業の振興、今後のス

ケジュール、新年度予算への反映にかかわる質疑が行われました。

委員会といたしましては、10月末をもって国、道への報告作業に入ることが確認されたことに加え、本日の本会議後に開催される議員協議会から個別具体事業について協議がされることから、当委員会の果たすべき役割は終了したものであるという認識で一致しました。しかし、パブリックコメント期間中であること、状況の変化に対応できる体制を維持する必要があること、あるいは不慮の事態に対応するため、第4回定例会開会前日、昨11月29日まで委員会を存続させ、定例会開会をもって地方創生総合戦略検討特別委員会を解散とすることを確認したところです。

この間真摯な議論をいただきました委員及び委員外議員に感謝を申し上げますとともに、資料作成や詳細説明に御尽力をいただきました白田総務部長を初め関係職員にお礼を申し上げ、地方創生総合戦略検討特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。以上で委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告をもって地方創生総合戦略検討特別委員会を解散いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時01分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日12月1日から12月10日までの10日間を休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。  
よって、明日12月1日から12月10日までの10日間を休会とすることに決定をいたしました。

---

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
本日はこれをもちまして散会といたします。  
御苦労さまでした。

---

散会 午後 2時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 高 橋 伸 典